事　務　連　絡
令和８年 10 月 30 日

一般社団法人日本建設業連合会　会長　様

厚生労働省労働基準局総務課
過労死等防止対策推進室

過労死等防止啓発月間ポスターデータの建設現場への掲出について

平素より、厚生労働行政の運営につきましては、格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

過労死等防止対策推進法では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する国民の関心と理解を深めるため、毎年 11 月を「過労死等防止啓発月間」と定めております。

また、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（令和６年８月２日閣議決定）においても、国民一人ひとりが自身にも関わることとして過労死等に対する理解を深めるとともに、それを防止することの重要性について自覚し、これに対する関心と理解を深めることが必要とした上で、国と労使団体は相互に協力・連携しつつ、広く継続的に広報・啓発活動に取り組んでいくこととされております。

今般、当該月間にあたり、デジタルサイネージに掲出可能な周知用ポスターデータを作成いたしました。

御多忙のところ誠に恐縮ですが、法及び大綱の趣旨を御理解いただき、「過労死等防止啓発月間」を中心に、各建設現場の朝礼会場や仮囲いのデジタルサイネージ等へのポスターデータ掲出に御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

【担当】
厚生労働省労働基準局総務課過労死等防止対策推進室
岸・宿利　電話 03-5253-1111（内 5583・5526）

2026 年 11 月 6 日

過労死等防止啓発月間ポスターデータの建設現場への掲出について

一般社団法人日本建設業連合会

標記について、厚生労働省労働基準局総務課過労死等防止対策推進室から、当会に対し、ポスターデータが掲載されている厚生労働省 HP の URL が送られてまいりましたのでご案内します。

記

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28373.html

以上